

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	10,587	保 険 契 約 準 備 金	14,594
現 金	0	支 払 備 金	2,075
預 貯 金	10,587	責 任 準 備 金	12,519
有 価 証 券	3,024	そ の 他 負 債	1,004
社 債	604	未 払 法 人 税 等	159
株 式	825	預 り 金	23
外 国 証 券	400	未 払 金	770
そ の 他 の 証 券	1,195	仮 受 金	0
貸 付 金	13	リ ー ス 債 務	42
一 般 貸 付	13	そ の 他 の 負 債	9
有 形 固 定 資 産	850	賞 与 引 当 金	274
土 地	202	特 別 法 上 の 準 備 金	26
建 物	475	価 格 変 動 準 備 金	26
建 設 仮 勘 定	62	負 債 の 部 合 計	15,900
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	110	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	808	資 本 金	4,619
ソ フ ト ウ ェ ア	808	資 本 剰 余 金	3,582
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	資 本 準 備 金	650
そ の 他 資 産	4,177	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,932
未 収 保 険 料	1,845	利 益 剰 余 金	△2,964
未 収 金	1,503	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,964
未 収 収 益	10	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,964
預 託 金	244	株 主 資 本 合 計	5,237
仮 払 金	253	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	75
そ の 他 の 資 産	319	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	75
繰 延 税 金 資 産	1,751	純 資 産 の 部 合 計	5,313
貸 倒 引 当 金	△0		
資 産 の 部 合 計	21,213	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	21,213

科 目	金 額
経常収益	28,063
保険引受収益	27,667
正味収入保険料	27,667
資産運用収益	335
利息及び配当金収入	229
有価証券売却益	105
その他経常収益	60
経常費用	27,835
保険引受費用	21,163
正味支払保険金	12,408
損害調査費	1,042
諸手数料及び集金費	4,404
支払備金繰入額	274
責任準備金繰入額	3,033
資産運用費用	105
有価証券売却損	105
営業費及び一般管理費	6,562
その他経常費用	3
支払利息	0
貸倒引当金繰入額	0
貸倒損	1
その他の経常費用	0
経常利益	228
特別損失	48
特別法上の準備金繰入額	3
価格変動準備金繰入額	3
有価証券評価損	45
税引前当期純利益	179
法人税及び住民税	245
法人税等調整額	△155
法人税等合計	90
当期純利益	89

会計方針及びその他の注記

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項は次のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものの評価は、時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

ただし、市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金は、従業員への賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

③価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4) 保険契約に関する会計処理

保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 表示方法の変更に関する事項は次のとおりであります。

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 会計方針の変更に関する事項は次のとおりであります。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価算定会計基準等の適用による、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

4. 重要な会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 支払備金

当社は、損害保険業を営んでおり、通常、保険事故発生時から即時に契約者より当社への報告が行われることはなく、また、保険事故の報告を受けた後、保険金支払額が確定し、保険金が支払われるまでに一定の日数を要していることから、期末日時点においては、既発生の損害に対する保険金支払債務を相当程度有しております。そのため、当該債務を支払備金として負債計上しております。なお、支払備金は、期末日時点の当社への報告の有無により、普通備金とIBNR備金（IBNRは“Incurred but not reported”の略称であり、既発生未報告の損害に対する支払備金）に区分して算出しております。

① 当年度の計算書類に計上した金額

支払備金 2,075百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア. 算出方法

普通備金は、期末日時時点で既に損害報告を受けた保険事故に対して個別に支払金額を見積計上しております。具体的には、期末日において支払金額の確定しているものについては当該確定金額で、また、未確定のものについては、保険契約者からの請求内容に応じて過去の支払実績を基に平均単価を算定したうえで、期末日時点の未払件数に乘じるにより算定しております。

他方、IBNR備金は、期末日時時点で既に保険事故が発生しているが、報告を受けていないものに対して、過年度の保険金の支払実績等に基づき大蔵省告示第234号の方式により計算した結果を見積計上することとされております。当社は、同告示別表(第2条第3項関係)に定められた要積立額aの方式により積み立てを行っており、前事業年度までの直近3事業年度におけるIBNR備金積立所要額の平均額に、当事業年度を含む直近3事業年度の発生損害増加率を乘じることで要積立額を算定しております。

イ. 主要な仮定

普通備金は、期末日時時点で既に報告を受けた保険事故に対して個別に支払額を見積計上しているものの、支払金額が未確定のものに対する支払見込額の見積りには、過去の支払実績から算出した平均単価を用いております。

他方、IBNR備金はア.算出方法に記載の通り、過去の支払実績に基づく傾向が今後も継続するという一定の仮定に基づき、要積立額を算定しております。

ウ. 翌年度の計算書類に与える影響

上記、主要な仮定には不確実性が含まれており、翌年度において主要な仮定において見込むことのできなかった新たな事実等の発生により、支払備金の見積額と実際発生額との間に差額が大きく生じた場合には、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 金融商品の状況及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険業を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金としております。そのため、運用資産の安全性及び流動性に留意し、投資にあたっては、許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持した上で安定した運用収益の獲得に取り組んでおります。こうした取組みによる市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクに対しては、当社の資産運用リスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。

有価証券は、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、お客さま及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取引執行部門と事務管理部門を明確に分離し、相互牽制が機能する体制を整えております。また、関係役員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、組織横断的なリスク管理を行っております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

ア. 信用リスク

有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、投資先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

預貯金、未収保険料及び未収金については、資産の自己査定及び償却・引当規程等に基づき、預入先の格付管理や期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

イ. 市場リスク

有価証券の市場リスクについては、取締役会において定められたリスク・リミットの遵守状況を定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。

ウ. 流動性リスク

流動性リスクについては、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュフローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません(注)参照)。また、現金及び預貯金、未収保険料、未収金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	2,517	2,517	—
資産計	2,517	2,517	—

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
組合出資金	200
非上場株式	307

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年3月31日)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有 価 証 券 (* 1)	百万円	百万円	百万円	百万円
う ち 公 社 債	—	604	—	604
う ち 株 式	518	—	—	518
資産計	518	604	—	1,122

(* 1) 2019年公表の時価算定会計基準適用指針第26項に従い経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託等の金額は1,395百万円であります。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に社債がこれに含まれます。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価算定会計基準適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

6. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額の合計額は0百万円であります。内訳は、三月以上延滞債権0百万円であり、その他はありません。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は288百万円であります。

8. 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権	34 百万円
②短期金銭債務	0 百万円

9. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
事業税等	24 百万円
普通責任準備金	310 百万円
異常危険準備金	1,234 百万円
賞与引当金	76 百万円
減価償却費	3 百万円
税務上の繰延資産	75 百万円
その他	69 百万円
繰延税金資産小計	1,794 百万円
評価性引当額	△12 百万円
繰延税金資産合計	1,782 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△30 百万円
繰延税金負債合計	△30 百万円
繰延税金資産の純額	1,751 百万円

10. 当事業年度の末日における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

① 支払備金の内訳

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	2,075 百万円
同上にかかる出再支払備金	- 百万円
差引(イ)	2,075 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	- 百万円
計（イ+ロ）	2,075 百万円

② 責任準備金の内訳

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	8,111 百万円
同上にかかる出再責任準備金	- 百万円
差引(イ)	8,111 百万円
その他の責任準備金(ロ)	4,407 百万円
計（イ+ロ）	12,519 百万円

11. 1株当たり純資産は次のとおりであります。

1株当たりの純資産額	441円 00銭
------------	----------

12. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は129百万円、関係会社との取引による費用の総額は359百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	27,667 百万円
支払再保険料	-
差引	27,667 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	12,408 百万円
回収再保険金	-
差引	12,408 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	4,404 百万円
出再保険手数料	-
差引	4,404 百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	274 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	-
差引 (イ)	274 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	-
計 (イ+ロ)	274 百万円

(5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	2,146 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	-
差引 (イ)	2,146 百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	886 百万円
計 (イ+ロ)	3,033 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	213 百万円
貸付金利息	1 百万円
不動産賃貸料	14 百万円
計	229 百万円

3. 特別損失の内容は次の通りであります。

有価証券評価損

有価証券について、当社の保有する非上場株式について45百万円の減損処理を行っており、当該金額は特別損失として有価証券評価損に含めて処理しております。

なお、市場価格のない株式等の減損に当たっては、期末における出資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合に、回復可能性等を考慮して、必要と認められた金額について減損処理を行っております。

4. 1株当たり当期純利益は次のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額	7円90銭
--------------	-------

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	アイペット ホールディングス 株式会社	被所有 直接 100%	経営指導 役員の兼任	経営管理料の支払 (注1)	203	前払費用	34
				出向者人件費の受取 (注2)	77	-	-
				新株の発行 (注3)	1,000	-	-

取引金額及び取引条件の決定方法等

(注1)経営管理料については、経営の管理、指導等の対価としての妥当性を総合的に勘案し、契約に基づき決定しております。

(注2)出向元における給与金額と出向割合を考慮し、人件費負担額を決定しております。

(注3)新株の発行は、当社の親会社であるアイペットホールディングス株式会社に対する第三者割当による方法で行った増資に対して、同社が全額を引き受けたものであります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。